



所下畑中五筆

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求 部分	所 在	香川県 高松市 端岡村 國分 向	地 番	654			
縮 尺		補 記 事 項					

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

平成28年9月20日

高松法務局

高松法務局備え付け地図に準ずる図面の写しに相違ありません。
平成28年9月20日

登記官 松尾雅広